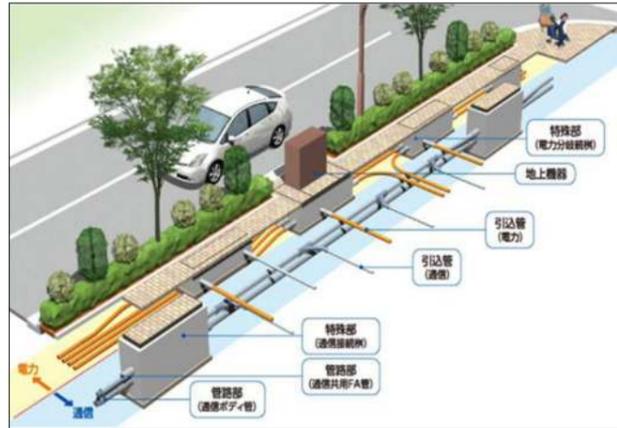


無電柱化の推進について

今回の整備に合わせ、電線類は歩道下に埋設します。無電柱化を進めることにより、景観の向上や台風・地震などによる電柱倒壊、道路封鎖、電気等のライフラインの寸断が回避できるようになります。

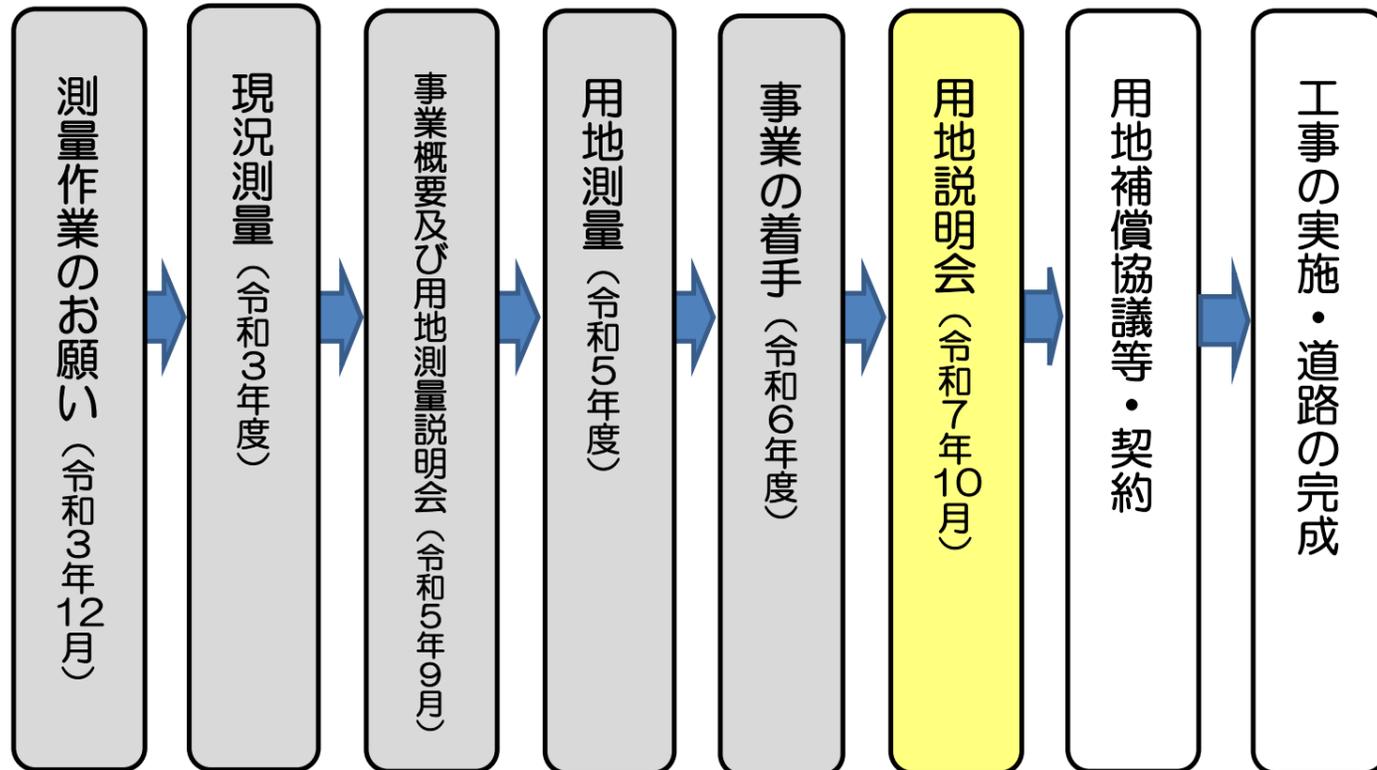


阪神・淡路大震災での倒壊電柱(国交省HP)



無電柱化のイメージ図

これまでの経過と今後の事業の進め方



お問い合わせ先

東京都西多摩建設事務所

〒198-0042
東京都青梅市東青梅3-20-1

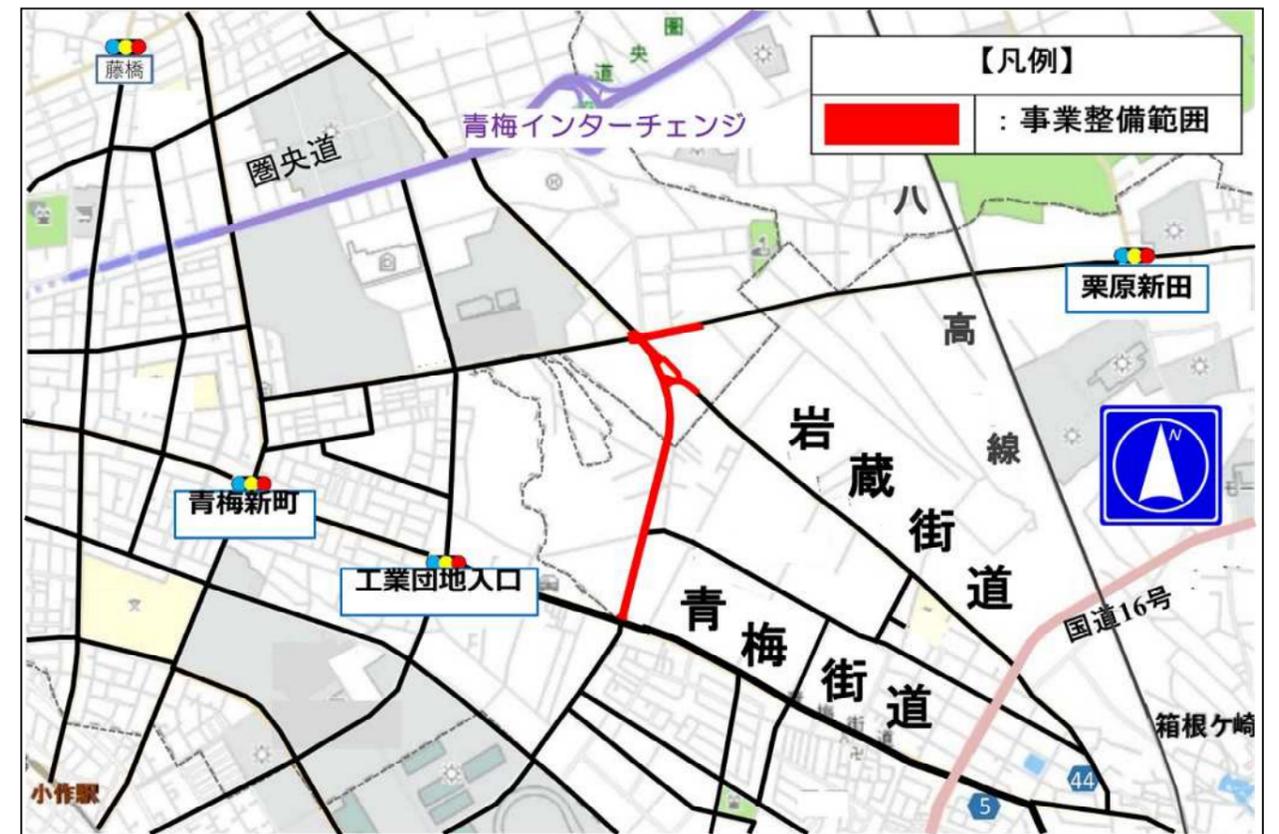
○事業・工事に関することは 工事第一課 設計総括担当 電話 0428-22-7217
○用地取得に関することは 用地課 用地担当 電話 0428-22-2542

青梅都市計画道路3・4・13号(青梅東端線)外1路線

瑞穂町長岡下師岡地内～青梅市今井五丁目地内

～道路整備事業～

事業概要



令和7年10月

東京都西多摩建設事務所

青梅都市計画道路3・4・13号（青梅東端線）外1路線 事業概要

事業の概要

本事業は、青梅街道の青梅新町境交差点から岩蔵街道の物見塚交差点までの延長約1.1km区間の都市計画道路ほか1路線を整備するものです。本区間は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、優先整備路線として位置付けられています。

計画路線の北側では、圏央道青梅インターチェンジ周辺の物流拠点整備が進められており、増加する交通需要や地域の生活を支えるため、本路線の整備を行うものです。

事業の効果

①交通の円滑化

広域的な道路ネットワークの形成による人やモノの流れの円滑化・都市間連携の強化が図られ、圏央道青梅インターチェンジへのアクセス性が向上します。

②交通安全性の向上

生活道路へ流入している通過交通が抑制されると同時に、道路の両側に3.5mの歩道を整備することにより、安全で快適な歩行者空間が確保されます。

③防災性・都市景観の向上

道路の整備に合わせ、無電柱化を進めることにより、災害に強い道路の構築が可能となり、都市景観も向上します。

平面図



横断面図

